

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B1)

(11)特許番号
特許第7702174号
(P7702174)

(45)発行日 令和7年7月3日(2025.7.3)

(24)登録日 令和7年6月25日(2025.6.25)

(51)国際特許分類 F I
E 0 5 G 1/02 (2006.01) E 0 5 G 1/02 C

請求項の数 4 (全14頁)

| | | | |
|----------|-----------------------------|----------|--|
| (21)出願番号 | 特願2024-125808(P2024-125808) | (73)特許権者 | 524290635 株式会社藤宝発明デザイン |
| (22)出願日 | 令和6年8月1日(2024.8.1) | | 栃木県宇都宮市上戸祭町3007-22 |
| 審査請求日 | 令和6年8月1日(2024.8.1) | (74)代理人 | 100129056 弁理士 福田 信雄 |
| 早期審査対象出願 | | (72)発明者 | 佐藤 次郎 栃木県宇都宮市上戸祭町3007-22 株式会社藤宝発明デザイン内 |
| | | 審査官 | 河本 明彦 |

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 錘付金庫

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

錘部と、金庫部と、から成る錘付金庫であって、
 該錘部は、該金庫部の少なくとも一部を覆う構造であり、該金庫部に接して配置され、
 該金庫部の一面に、面固定部を持ち、
 該面固定部は、該金庫部の内壁側から、貫通した孔を通して、ボルトで固定され、
 該面固定部は、該錘部に当接し、
 該錘部は、施錠部を持ち、該施錠部は、施錠時、施錠棒が突出し、
 該面固定部には、該施錠棒に対応する施錠用穴が設けてあり、
 該施錠部が施錠している時、該施錠棒と該施錠用穴が嵌合して、該金庫部と該錘部とが
 一体化し、
 該施錠部が解除している時、該施錠棒は該施錠用穴から離れて、該金庫部と該錘部とが
 分離可能となり、
 該錘部と該金庫部の合計重量が、人力で移動困難な重量であることを特徴とする錘付金
 庫。

【請求項2】

錘部と、金庫部と、から成る錘付金庫であって、
 該錘部は、該金庫部の少なくとも一部を覆う構造であり、該金庫部に接して配置され、
 該金庫部の蓋部は、水平方向に移動可能な錘用ロック棒を持ち、
 該錘部には、該錘用ロック棒に対応するロック棒用穴が設けられ、

10

20

該金庫部の施錠時に、該錘用ロック棒は、該金庫部の側面を貫通し、該錘部の該ロック棒用穴と嵌合することにより、該金庫部と該錘部は一体化し、
該金庫部の解錠時に、該錘用ロック棒は、該蓋部内に収容され、該金庫部と該錘部は分離可能となり、

該錘部と該金庫部の合計重量が、人力で移動困難な重量であることを特徴とする錘付金庫。

【請求項 3】

錘部と、金庫部と、から成る錘付金庫であって、

該錘部は、該金庫部の少なくとも一部を覆う構造であり、該金庫部に接して配置され、
該金庫部の蓋部は、錘固定バーを持ち、該錘固定バーは、該蓋部と一体に、回動可能であり、

10

該錘固定バーの端部には、該錘固定バーの回転の周方向に突出した嵌合用突起部が設けられ、

該錘部には、該嵌合用突起部に対応する嵌合用穴が設けられ、
該金庫部が施錠され、該蓋部が閉じた状態で、該嵌合用突起部は、該錘部の該嵌合用穴と嵌合し、該金庫部と該錘部が一体化し、

該金庫部が解錠され、該蓋部が開いた状態で、該嵌合用突起部は、該錘部の該嵌合用穴から離れ、該金庫部と該錘部が分離可能となり、

該錘部と該金庫部の合計重量が、人力で移動困難な重量であることを特徴とする錘付金庫。

【請求項 4】

前記錘部は、複数の部分から成り、分離可能であることを特徴とする請求項 1 から請求項 3 のいずれかに記載の錘付金庫。

20

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、錘付金庫に関し、詳しくは、金庫の盗難防止の技術に関する。

【背景技術】

【0002】

金庫は、重量があるほど、盗難しにくい。しかし、重量のある金庫は、購入時の輸送や、模様替え、引っ越し等での移動が大変であり、それに伴う輸送コストも増加する。

そのため、軽量級の金庫の需要が多い。しかし、小型金庫では、仮に鍵が開けられなくとも、容易に運び出されてしまう危険性がある。

30

そのような事態を防ぐには、金庫内に保管する物品が少量であっても、大型金庫を設置することになる。しかしながら、大型金庫を設置することにより、部屋が狭くなり、金庫が邪魔になることも多々ある。また、大型金庫は、コストも高く送料も嵩むため不経済でもある。

さらに、小型金庫への対応として、建物の構造物（柱）や家具等に鎖やワイヤで繋いだり接着したりする方法もあるが、適当な構造物（柱）や家具が無いと設置できず、運び出すために鎖やワイヤが切断され盗難されることも想定され、その際に構造物や家具等を壊されるなど、二次被害が拡大する可能性もある。したがって、金庫を建物の構造物（柱）等に繋いだり接着したりすることは、理想的で完璧な方法とは言えない。

40

そこで、必要に応じて持ち運び可能でありながら、金庫単体として盗難されにくい構造が求められていた。

【0003】

このような問題に対して、従来からも様々な技術が提案されている。例えば、盗難防止留め具付き金庫（特許文献 1 参照）が提案され、公知技術となっている。

より詳しくは、簡易な構造で金庫を建物に固定でき、しかも簡単には切断できない構造の金庫の盗難防止留め具であり、金庫の壁面に接着固定される固定部材と、建物に固定されるアンカー部材と、固定部材とアンカー部材との間を連結するチェーン部材と、を備えた金庫の構造である。

しかしながら、固定に使用できる建物の構造物が金庫の近くにないと固定ができず、上

50

記問題の解決には至っていない。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【文献】特開2004-27485号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

本発明は、上記問題点に鑑み、軽量で持ち運び可能でありながら、台座と一体となることで盗難しにくく、輸送コストの削減にも資する金庫を提供することを課題とするものである。

10

【課題を解決するための手段】

【0006】

上述の課題を解決するため、本発明は、錘部と、金庫部と、から成る錘付金庫であって、錘部が、金庫部の少なくとも一部を覆う構造であり、金庫部に接して配置され、錘部と金庫部とが、一体の状態と、分離可能な状態を持ち、該錘部と該金庫部の合計重量が、人力で移動困難な重量である手段を採る。

【0007】

また、本発明は、金庫部の一面に、面固定部を持ち、面固定部は、金庫部の内壁側から、貫通した孔を通して、ボルトで固定され、面固定部は、錘部に当接し、錘部は、施錠部を持ち、施錠部は、施錠時、施錠棒が突出し、面固定部には、施錠棒に対応する施錠用穴が設けてあり、施錠部が施錠している時、該施錠棒と該施錠用穴が嵌合し、金庫部と錘部とが、一体化し、施錠部が解除している時、施錠棒は施錠用穴から離れ、金庫部と錘部とが、分離可能となる手段を採る。

20

【0008】

さらに、本発明は、金庫部の蓋部が、水平方向に移動可能な錘用ロック棒を持ち、錘部には、錘用ロック棒に対応するロック棒用穴が設けられ、金庫部の施錠時に、錘用ロック棒は、金庫部の側面を貫通し、錘部のロック棒用穴と嵌合することにより、金庫部と錘部は一体化し、金庫部の解錠時に、錘用ロック棒は、蓋部内に収容され、金庫部と錘部は分離可能となる手段を採る。

30

【0009】

またさらに、本発明は、金庫部の蓋部が、錘固定バーを持ち、錘固定バーは、蓋部と一体に、回動可能であり、錘固定バーの端部には、錘固定バーの回転の周方向に突出した嵌合用突起部が設けられ、錘部には、嵌合用突起部に対応する嵌合用穴が設けられ、金庫部が施錠され、該蓋部が閉じた状態で、嵌合用突起部は、錘部の嵌合用穴と嵌合し、金庫部と錘部が一体化し、金庫部が解錠され、蓋部が開いた状態で、嵌合用突起部は、錘部の嵌合用穴から離れ、金庫部と錘部が分離可能となる手段を採る。

【0010】

そしてまた、本発明は、錘部が、複数の部分から成り、分離可能となる手段を採る。

【発明の効果】

40

【0011】

本発明に係る錘付金庫によれば、金庫自体は、軽量で持ち運び可能でありながら、錘と一体となることで、盗難しにくい金庫となり、防犯性能の向上並びに輸送コストの削減を実現することができる。

【図面の簡単な説明】

【0012】

【図1】本発明に係る錘付金庫の実施形態を示す全体斜視図である。

【図2】本発明に係る錘付金庫における金庫と錘の固定構造を示す断面図である。

【図3】本発明に係る錘付金庫における金庫と錘の他の固定構造を示す断面図である。

【図4】本発明に係る錘付金庫における金庫と錘の他の固定構造を示す断面図である。

50

【図5】本発明に係る錘付金庫における他の実施形態を示す斜視図である。

【図6】本発明に係る錘付金庫における他の実施形態を示す説明図である。

【図7】本発明に係る錘付金庫における他の実施形態を示す説明図である。

【発明を実施するための形態】

【0013】

本発明に係る錘付金庫は、金庫の近くに、固定に使用できる建物の構造物がない場合でも盗難を防止することが可能であることを最大の特徴とする。

以下、本発明に係る錘付金庫の実施形態を、図面に基づいて説明する。

なお、本発明に係る錘付金庫の全体構成及び各部の構成は、下記に述べる実施例に限定されるものではなく、本発明の技術的思想の範囲内、即ち、同一の作用効果を発揮できる形状や寸法、構造等の範囲内で適宜変更することができるものである。

【0014】

図1から図7に従って、本発明を説明する。

図1は、本発明に係る錘付金庫の全体斜視図を示し、(a)は金庫が錘の上に固定されている状態、(b)は金庫と錘が分離している状態を示している。

図2は、本発明に係る錘付金庫における金庫と錘の固定構造を示す断面図であり、(a)は金庫が錘の上に固定されている状態、(b)は固定状態、(c)は施錠を解除した状態、(d)は金庫と錘が分離している状態を示している。

図3は、本発明に係る錘付金庫における金庫と錘の他の固定構造を示す断面図であり、(a)は金庫が錘の上に固定されている状態、(b)は固定状態、(c)は施錠を解除した状態、(d)は金庫と錘が分離している状態を示している。

図4は、本発明に係る錘付金庫における金庫と錘の他の固定構造を示す断面図であり、(a)は金庫が錘の上に固定されている状態、(b)は固定状態、(c)は施錠を解除し、蓋を開け、金庫と錘が分離可能となった状態を示している。

図5は、本発明に係る錘付金庫における他の実施形態を示す斜視図である。

図6は、本発明に係る錘付金庫における他の実施形態を示しており、(a)は錘部が複数の部分から成り、下位部分は直方体形状であり、それぞれ施錠される形態を示す斜視図、(b)は錘部が複数の部分から成り、下位部分は上部を包み込む形状であり、それぞれ施錠される形態を示す斜視図、(c)は錘部が複数の部分から成り、金庫部のバーで固定される形態を示す正面図である。

図7は、本発明に係る錘付金庫における他の実施形態を示しており、(a)は金庫の5面を覆う錘の例を示す斜視図、(b)は金庫の上下左右に錘を複数配置した例を示す正面図、(c)は金庫が隅にある場合に、2面を覆う錘の例を示す正面図である。

【0015】

錘付金庫1は、固定に使用できる建物の構造物が金庫の近くになくても、盗難を防止することができるよう、金庫に重量のある錘を固定する構造を持つ。

錘付金庫1は、金庫部10と錘部50とから成る。

金庫部10は、一般的な40kg程度の直方体の耐火金庫をベースとしている。金庫部10は、周囲が耐火性の壁で覆われている。

金庫部10は、正面に、開閉可能な蓋部11を持ち、底面に、面固定部20を持つ。

蓋部11は、蝶番14を軸に開閉動作可能である。蓋部11には、レバー12とダイヤル13が配置されている。ダイヤル13は、解錠のため番号を回転して合わせるものであり、レバー12は、ダイヤル13が解錠された後、回動することで、ロックを外し、蓋部11を開けるものである。

面固定部20は、金庫部10と錘部50を固定するためのものである。金庫部10の底面よりも若干小さく、錘部50の金庫載置部51に合わせる形状である。面固定部20は、金庫部本体ともいえる筐体17とボルト23で固定されている。筐体17の内壁側の底面に、貫通した孔であるボルト挿入孔24があり、面固定部20には、ボルト固定穴25がある。ボルト挿入孔24とボルト固定穴25の位置は合致しており、ボルト固定穴25には、内ネジが切ってある。面固定部20を金庫部本体に取り付ける際、金庫部本体の内

10

20

30

40

50

側からボルト 2 3 を通し、面固定部 2 0 のボルト固定穴 2 5 に、ボルト 2 3 をねじ込む。金庫部本体と面固定部 2 0 は一体となる。分離するには、金庫部 1 0 を解錠し、中からボルト 2 3 を緩めなければならない。

従って、金庫部 1 0 が施錠された状態で、筐体 1 7 と面固定部 2 0 を分離することはできず、盗難の可能性のある状況で、実質、筐体 1 7 と面固定部 2 0 とは、分離不可能である。

面固定部 2 0 の正面側には、施錠用孔 2 1 が設けられている。施錠用孔 2 1 は、錘部 5 0 の施錠部 5 2 の施錠棒 5 3 に対応し、施錠棒 5 3 と施錠用孔 2 1 とが嵌合することで、金庫部 1 0 と錘部 5 0 は一体化する。

面固定部 2 0 の背面側には、移動規制用突起 2 2 が設けられている。移動規制用突起 2 2 は、錘部 5 0 の金庫移動規制部 5 4 に対応し、施錠部 5 2 が施錠状態の際、背面側から、金庫部 1 0 と錘部 5 0 を分離するような動作を防止するためのものである。

本実施例では、底面に面固定部 2 0 を配置したが、金庫部 1 0 の側面、天面に配置しても良い。その際、錘部 5 0 の施錠部 5 2 も対応する位置に配置し、金庫部 1 0 を固定可能とする。

【 0 0 1 6 】

錘部 5 0 は、金庫部 1 0 の下部分を覆う構造である。一体時には、金庫部の下に配置される。

錘部 5 0 は、全体として、四角錐台状であり、中央部が、金庫部 1 0 の下部を覆うために窪んでいる。

重量は、例えば、4 0 k g 程度であり、金庫の重量と合わせることで、盗難困難となる重量である。

錘部 5 0 の窪み部分は、金庫載置部 5 1 であり、金庫部 1 0 が当接し、載置する部分である。錘部 5 0 の正面部分には、施錠部 5 2 が配置される。

施錠部 5 2 は、施錠時、奥方向に施錠棒を突出させ、解錠時、施錠棒を施錠部 5 2 内に収容する。

正面からの鍵 9 0 による施錠により、錘部 5 0 と金庫部 1 0 は一体となり、解錠により、錘部 5 0 と金庫部 1 0 は分離可能となる。

【 0 0 1 7 】

錘付金庫 1 は、図 1 (a) にあるように、通常、金庫部 1 0 と錘部 5 0 が一体化している。例えば、金庫部 1 0 が 4 0 k g とし、錘部 5 0 が 4 0 k g とする。

4 0 k g の金庫部 1 0 は、人力で持ち上げようとするれば、可能であるが、8 0 k g の金庫部 1 0 と錘部 5 0 は、少なくとも一人の人力では移動困難な重量であり、一人では、持ち上げ困難である。

また、金庫部 1 0 が 8 0 k g であると、盗難のリスクは減るもののちょっと移動しようとしても、簡単に移動できず不便な場合が多い。

そこで、図 1 (a) のように、金庫部 1 0 と錘部 5 0 を一体化した状態と、図 1 (b) のように、金庫部 1 0 と錘部 5 0 を分離した状態を変化可能とすることで、移動容易でありながら、盗難防止とすることができる。

尚、錘部 5 0 の重量は、必要に応じて適宜決定し得るものであり、該錘部 5 0 の重量を増やすことで、金庫部 1 0 と一体化した際に、複数人でも持ち上げることが困難な重量とすることも可能である。

【 0 0 1 8 】

図 2 に沿って、動作を説明する。図 2 (a) は、錘付金庫 1 を正面から見た図である。金庫部 1 0 は、錘部 5 0 の上に載置されている。錘部 5 0 は、概ね、四方から金庫部 1 0 の底部付近を覆う形状であり、全体として、四角錐台状である。

錘部 5 0 の正面には、施錠部 5 2 のための孔があり、奥に施錠部 5 2 が設置されている。施錠部 5 2 は、施錠すると施錠棒 5 3 が突出し、解錠すると施錠棒 5 3 が施錠部 5 2 内に収納される構造である。

図 2 (b) から (d) に沿って、解錠から、金庫部 1 0 、錘部 5 0 の分離までを示す。

10

20

30

40

50

図2(b)は、金庫部10と錘部50が一体となった状態である。金庫部10の面固定部20は、錘部50の金庫載置部51に対応し、施錠部52の施錠棒53が、面固定部20の施錠用孔21に挿入され、嵌合している。金庫部10のみを持ち上げようとしても、施錠棒53と施錠用孔21によって、金庫部10と錘部50が一体化されているので、金庫部10と錘部50の両方を持ち上げなくてはならない。

施錠部52の解錠は、鍵90によって行われる。

【0019】

使用者が、金庫部10と錘部50を分離しようとした場合、図2(c)のように、鍵90を施錠部52に挿入し、解錠する。

解錠すると、施錠部52の施錠棒53が、施錠部52内に収納され、施錠用孔21から離れる。従って、金庫部10と錘部50とは、分離可能となる。

使用者は、金庫部10の前部分を持ち上げることで、面固定部20の移動規制用突起22と錘部50の金庫移動規制部54が離れ、金庫部10を錘部50の上方に持ち上げ可能となる(図2(d))。

このように、通常は、盗難防止のため、金庫部10と錘部50を一体化しておき、移動が必要なときは、容易に、金庫部10と錘部50を分離できるので、使用者の金庫管理上の利便性を向上することができる。

【0020】

本実施例では、錘部50を金庫部10の下に配置する例を示したが、本発明は、錘部50が、金庫部10の少なくとも一部を覆う構造であり、錘部50が金庫部10に接して配置されている構造も含む。

このような構造とすることで、錘部50と金庫部10が一体化可能である。

【0021】

図3に沿って、変形例について説明する。

図3(a)は、正面から見た図である。金庫部10には、点線で示すように、ロック棒スライド部16とロック棒15と錘用ロック棒30が配置されている。ロック棒15と錘用ロック棒30は、水平方向に移動可能である。

ロック棒スライド部16とロック棒15は、一般的な金庫でも用いられる構造である。ロック棒スライド部16は、レバー12とロック棒15を連動させる部分である。使用者が、解錠し、蓋部11を開けるために、レバー12を回動すると、ロック棒スライド部16は、レバー12の回動運動をカム等の動きによって、ロック棒15の水平運動に変換する。

ロック棒15は、施錠時は、蓋部11から金庫の側面の対応する穴と嵌合し、蓋部11がこじ開けられることを防ぐものである。本実施例では、3本の一般的なロック棒15を用いている。

施錠時、金庫部10は、複数のロック棒15によって、蓋部11と筐体17が一体化し、蓋のこじ開け等を防ぐ構造である。

【0022】

本実施例では、一般的はロック棒15に加えて、錘用ロック棒30を備えている。錘用ロック棒30は、通常のロック棒15よりも長く、施錠時、金庫の壁を貫通し、錘部50のロック棒用穴60に挿入される。

錘用ロック棒30が錘部50のロック棒用穴60に挿入され、嵌合することで、金庫部10と錘部50は一体化する。

図3(b)から(d)に沿って、施錠時から解錠し、金庫部10と錘部50が分離するまでを説明する。

図3(b)は、施錠時である。蓋部11のロック棒スライド部16から出た錘用ロック棒30は、金庫部10の壁を貫通し、錘部50のロック棒用穴60に挿入されている。従って、金庫部10は錘部50に対して、移動することができず、一体化している。

図3(c)は、解錠し、レバー12を回動させた状態である。レバー12を回動させることで、その回動がロック棒スライド部16に伝わり、ロック棒15や錘用ロック棒30

10

20

30

40

50

を水平移動させる。

錘用ロック棒 30 は、ロック棒スライド部 16 方向に移動し、蓋部 11 内に収納される。

蓋部 11 の動作で見た場合は、ロック棒 15、錘用ロック棒 30 とともに、筐体 17 から離れるので、蓋部 11 は、開閉自由となる。

次に、金庫部 10 と錘部 50 の関係を見ると、錘用ロック棒 30 がロック棒用穴 60 から離れたことにより、金庫部 10 と錘部 50 は分離可能となる。

従って、図 3 (d) に示すように、金庫部 10 を錘部 50 から移動することができる。

このように、本実施例によれば、金庫を解錠することで、金庫部 10 と錘部 50 とを分離可能とすることができるので、他の鍵を必要とせず、便利である。

【0023】

図 4 に沿って、他の変形例について説明する。

図 4 (a) は、正面から見た図である。金庫部 10 には、錘固定バー 40 が配置されている。

錘固定バー 40 は、蓋部 11 に配置され、蓋部 11 の開閉に連動して動く。錘固定バー 40 の両端には、嵌合用突起部 41 が配置されている。

嵌合用突起部 41 は、錘部 50 の嵌合用穴 70 に対応し、蓋部 11 が閉じた際、嵌合用突起部 41 が嵌合用穴 70 に挿入され、蓋部 11 が開いた際、嵌合用突起部 41 は、嵌合用穴 70 から離れる構造である。

図 4 (b)、(c) で錘固定バー 40 の動作を説明する。

図 4 (b) は、蓋部 11 が閉じた状態である。蓋部 11 に設置された錘固定バー 40 の両端は、錘部 50 の対応する位置に接している。さらに、錘固定バー 40 の嵌合用突起部 41 は、錘部 50 の嵌合用穴 70 に横方向から挿入されているので、錘部 50 に対して、金庫部 10 を上方向に移動させることを規制している。

従って、金庫部 10 は、錘部 50 と一体化している。

次に、図 4 (c) では、金庫部 10 が解錠し、蓋部 11 を開いている状態である。嵌合用突起部 41 とロック棒用穴 60 は離れているので、金庫部 10 の移動の制限とはならない。

従って、金庫部 10 は錘部 50 に対して移動可能である。

このように、本実施例によれば、金庫の鍵を解錠することで、金庫部 10 と錘部 50 とを分離可能とすることができるので、他の鍵を必要とせず、便利である。

【0024】

また、金庫部 10 と錘部 50 について、一体化する状態と、分離する状態を持つことで、金庫の盗難防止効果を高めることができる。尚、本実施例では、錠前機構について説明したが、ボルトやナット自体に施錠機能のあるものを用いてもよい。そうすることで、全体の構造をシンプルにすることができる。

【0025】

図 5 に沿って、他の変形例について説明する。

例えば、ピアノを部屋に設置する際、ピアノの重量に耐えられるように、床を補強する必要がある場合がある。金庫もピアノと同様である

床が金庫の重さに耐えられるようにと、金庫を小型化するのは本末転倒である。そこで、金庫の重さを分散し、床が耐えられれば、床の補強は必要なくなる。

構造として、船を停泊する際に碇を降ろすことと同様、鎖の付いた錘を金庫に取り付けることにより、一箇所に重量が集中することがなくなる。

これにより、重量の分散化ができると共に、金庫の重量を増大させることにより、金庫の持ち出しを困難にすることができる。

【0026】

金庫部 10 の重量を増すという意味では、図 5 のように、金庫部 10 に対して錘 80 を付ける対応でも盗難防止とすることができる。

金庫部 10 及び錘 80 にチェーン固定部 82 を付け、互いをチェーン 81 で固定することによって、盗難防止とすることができる。図 5 の例では、金庫を 40 kg とすると、錘

10

20

30

40

50

を20kgとすることで、計80kgなり、盗難困難となる。

また、鎖の付いた錘は鍵によって取り外しができるものとする。これにより、引越しや模様替えの際に、単体重量が減り、移動容易となり便利である。

【0027】

図6に沿って、他の変形例について説明する。

本実施例では、金庫部10に対して、1つの錘部50を用いる場合について説明したが、錘部50を複数の部分とし、上下に積み重ねられた積層タイプとし、分離可能とする場合も考えられる。

金庫部10に対して、必要性や家屋の強度等に応じて、錘部50の重量を変更でき便利である。また、錘の数を増やすことで重量増加が図れるため、複数人でも持ち上げることが困難な重量にまで増加して、更なる盗難防止を期することができる。そこで、錘部50を複数の部分から成る構成とする。

図6(a)、(b)は、図2の錘付金庫1の形態において、錘部50が三つの錘55、56、57からなる場合である。それぞれの錘には、施錠部52が付いている。

図6(a)は、図2における錘部50の形状のものが錘55となり、該錘55の下に直方体状の錘56、更にその下に直方体状の錘57が配置され、複数の錘が積層となっている。

図6(b)も、図2における錘部50の形状のものが錘55となり、該錘55を包み込む形状の錘56があり、該錘56を包み込むように錘57がある。錘部50全体として、積層形状となっている。

金庫部10と錘55は施錠部52Aで固定され、錘55と錘56は施錠部Bで固定され、錘56と錘57は施錠部52Cで固定されている。

金庫部10が40kgとし、錘55、56、57がそれぞれ40kgとすると、金庫部10、錘55、56、57の合計は160kgとなり、複数人の力でも盗み出すことは極めて困難である。

一方、引越しや模様替えの際は、施錠部52A、52B、52Cの施錠を解除することで、金庫部10、錘55、錘56、錘57は分離可能とすることができる。

それぞれ40kgの物となり、人力で容易に移動可能となって、便利である。

【0028】

図6(c)は、図3の錘付金庫1の形態において、錘部50が二つの錘55、56を上下に積み重ねた積層タイプの場合である。それぞれの錘は、錘用ロック棒30で、金庫部10と一体化可能である。

金庫部10が施錠されている時は、錘用ロック棒30は、金庫部10の側面から突出し、錘55、及び錘56の孔に挿入されている。

したがって、この状態では、金庫部10と錘55、錘56は、錘用ロック棒30によって一体化しており、盗み出すことは困難である。

一方、引越しや模様替えの際は、金庫部10を解錠することで、錘用ロック棒30は、金庫部10内に収納される。すると、錘55、錘56は、錘用ロック棒30の規制を受けないので、それぞれ、分離可能となるので、別個、移動可能となり、便利である。

【0029】

図7に沿って、他の変形例について説明する。

本実施例では、主に、底面付近に錘部50を配置する例について説明したが、錘部50は、側面、天面に配置しても良い。

例えば、図7(a)に示すように、金庫部10の5面を覆うような箱形状としても良い。このような形状とすることで、金庫全体の重量が増すだけでなく、錘部50によって、金庫全体の強度を向上させることができる。金庫部10と錘部50は、施錠部52を解錠することで、分離可能である。

また、図7(b)のように、複数の錘部50を金庫部10の周囲に配置することもできる。この例では、金庫部10の底面部分に二つの錘部50を配置し、天面付近に二つの錘部50を配置し、両側面に一つずつの錘部50を配置している。それぞれの錘部50は、施

10

20

30

40

50

錠部 5 2 によって、他の錘部 5 0 又は金庫部 1 0 に固定されている。このように、複数の錘部 5 0 を組み合わせて、金庫部 1 0 に固定できるので、必要な重量や、形状に沿って、様々なパターンの錘の組み合わせとすることができ、便利である。

また、図 7 (c) のように、錘部 5 0 を金庫部 1 0 の二面に配置することもできる。金庫は、部屋の隅に置かれることも多い。そこで、部屋の隅にある金庫を移動することなく、重量を増す形状として、L 字状の錘部 5 0 が有効である。このような形状とすることで、隅にある金庫の周囲を錘部 5 0 で保護しつつ、金庫の重量を増すことができる。

【 0 0 3 0 】

このように、本発明に係る錘付金庫によれば、金庫自体は、軽量で持ち運び可能でありながら、錘と一体となることで、盗難しにくい金庫となり、防犯性能を向上させることができる。

10

【 0 0 3 1 】

また、金庫と錘部の固定にロック棒を用いることによって、金庫の解錠し、レバーを回動した時のみ、金庫と錘が分離可能となるので、金庫の施錠以外の施錠を必要とせず、施錠の管理をしやすいとすることができる。

【 0 0 3 2 】

さらに、金庫部の蓋につけたバーによって、金庫と錘を一体とすることによって、金庫を解錠し、蓋を開いた時のみ、金庫と錘が分離可能となるので、金庫の施錠以外の施錠を必要とせず、施錠の管理をしやすいとすることができる。

【 0 0 3 3 】

またさらに、錘部が、複数の部分から成ることによって、施錠時の全体の重量の調整が容易となり、解錠時には、移動容易とすることができ、引っ越しや模様替え等の際、便利である。

20

【 産業上の利用可能性 】

【 0 0 3 4 】

本発明に係る錘付金庫は、周囲に固定することなく、金庫の盗難を防止する構造であり、業務用であると家庭用であるとを問わず、あらゆる場面で利用することが可能である。よって、本発明の産業上の利用可能性は大きいものと思料する。

【 符号の説明 】

【 0 0 3 5 】

- 1 錘付金庫
- 1 0 金庫部
- 1 1 蓋部
- 1 2 レバー
- 1 3 ダイヤル
- 1 4 蝶番
- 1 5 ロック棒
- 1 6 ロック棒スライド部
- 1 7 筐体
- 2 0 面固定部
- 2 1 施錠用孔
- 2 2 移動規制用突起
- 2 3 ボルト
- 2 4 ボルト挿入孔
- 2 5 ボルト固定穴
- 3 0 錘用ロック棒
- 4 0 錘固定バー
- 4 1 嵌合用突起部
- 5 0 錘部
- 5 1 金庫載置部

30

40

50

5 2 , 5 2 A , 5 2 B , 5 2 C 施錠部

5 3 施錠棒

5 4 金庫移動規制部

5 5 錘

5 6 錘

5 7 錘

6 0 ロック棒用穴

7 0 嵌合用穴

8 0 錘

8 1 チェーン

10

8 2 チェーン固定部

9 0 鍵

【要約】

【課題】軽量で持ち運び可能でありながら、錘と一体となることで盗難しにくく、輸送コストの削減にも資する金庫を提供する。

【解決手段】錘部と金庫部とから成り、該錘部は、該金庫部の少なくとも一部を覆う構造であり、該金庫部に接して配置され、該錘部と該金庫部とが、一体の状態と、分離可能な状態とを持ち、該錘部と該金庫部の合計重量が、人力で移動困難な重量である手段を採る。

【選択図】図 1

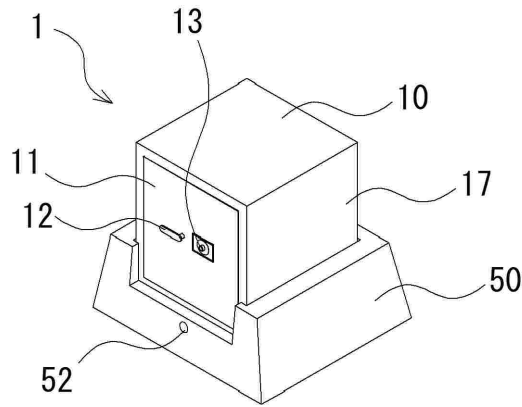
20

30

40

50

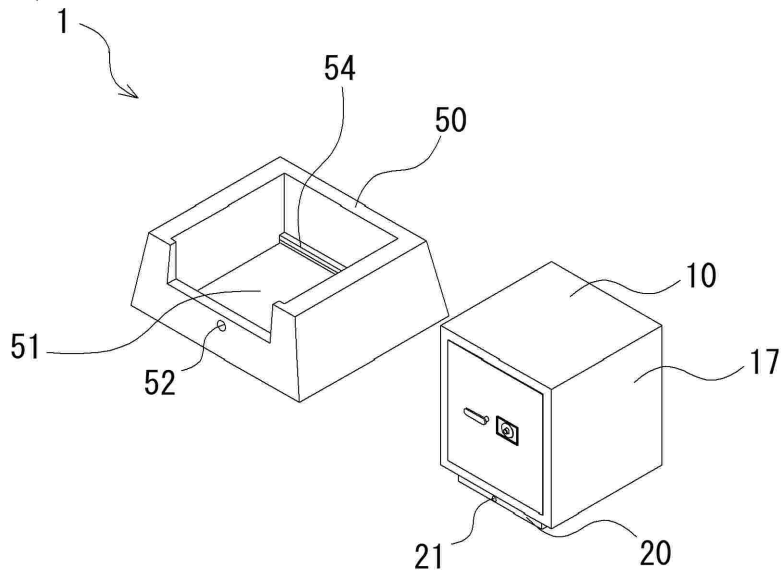
(a)



10

20

(b)



30

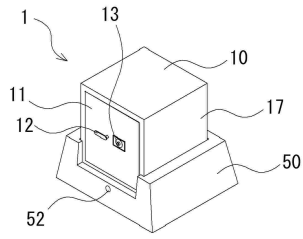
40

50

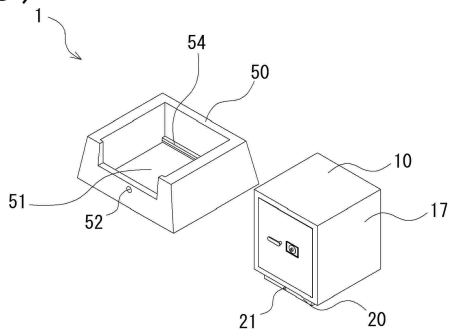
【図面】

【図 1】

(a)

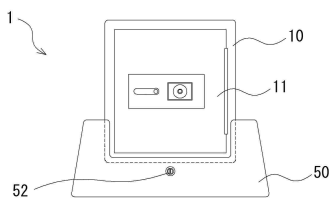


(b)

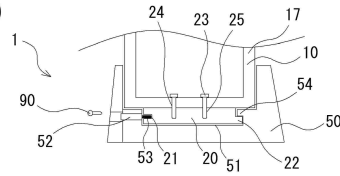


【図 2】

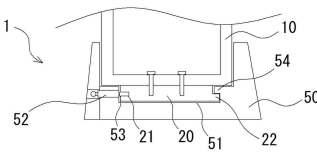
(a)



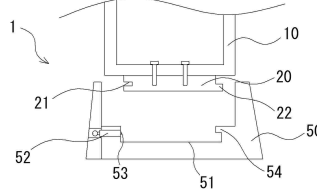
(b)



(c)



(d)

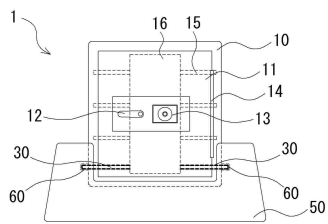


10

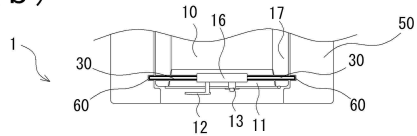
20

【図 3】

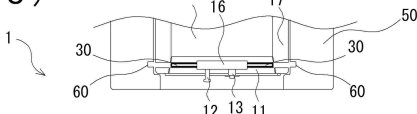
(a)



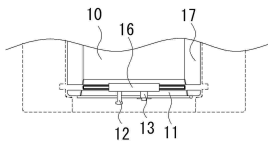
(b)



(c)

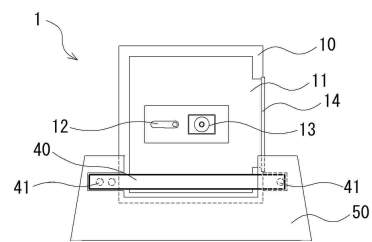


(d)

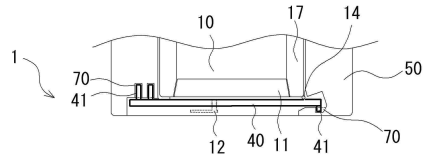


【図 4】

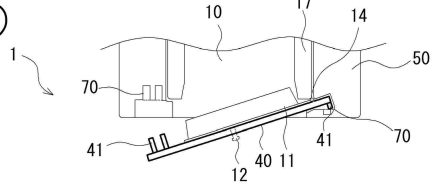
(a)



(b)



(c)



30

40

50

フロントページの続き

- (56)参考文献 実開昭52-004020(JP,U)
実開昭53-039095(JP,U)
登録実用新案第3008714(JP,U)
- (58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)
E05G 1/00 - 1/14